

デジタル基盤改革支援補助金

有識者取りまとめ

- 標準準拠システムへの移行が 2026（令和 8）年度以降になる「特定移行支援システム」などについては、2030（令和 12）年度までの移行完了を確実なものとするべく、各自治体の実態をよりの確に把握した上で、各自治体の抱えるボトルネックの解消に向けた関係部署の連携を更に強化するとともに、最終目標への進捗を定量的に可視化する短期又は中期アウトカムを設定すべき。
- 各自治体の実態を踏まえた上で計画的に事業を進めることで、基金方式によることなく通常の予算措置により実施できないか、基金方式とせざるを得ない場合であっても、各年度における現実的な交付決定見込みや事業費支出見込みを算出して、可能な限り基金残高が小さくなるよう予算措置することが出来ないかを検討すべき。また、こうした今後の見込み内容については、第三者がその妥当性を検証することができるよう、基金シートにおいて具体的かつ詳細に示すべき。
- 本事業は補助率 10 分の 10 としており、構造上、価格が高止まりする懸念が存在することから、見積りの基準となる人件費率や原材料価格を規定するなど、総務省及びデジタル庁は、移行経費を抑えられるような更なる取組を検討すべき。

○ 次回の予算措置については、現実的な見込みを算出した結果を踏まえつつ、令和5年12月に策定された「基金の点検・見直しの横断的な方針」における「基金への新たな予算措置は3年程度として、成果目標の達成状況を見て、次の措置を検討する」という3年ルールに則ったものとなっているかを含め改めてその必要性を検討すべき。

○ その前提として、行政改革推進本部事務局は、3年ルールの具体的な適用について、

ー 基金設置法人による採択・交付決定・支出のプロセスも踏まえた予算措置額の具体的な考え方

ー 積み増しをする場合の既存基金残高との関係や条件

などの点について、その趣旨に基づき明確に示すべき。

また、予算措置されてから長期にわたって支出されない金額については、相当の機会費用が生じることを踏まえ、財政資金の効率的な活用の観点から、保有資金が長年使われずに残ることなく適切な保有資金規模となるよう対応すべき。

○ 本基金に限らず、基金を所管する全ての所管府省庁においては、

ー 事業の効果検証に必要な成果目標・指標が適切に設定されているか、

ー 基金方式によることなく通常の予算措置により実施できないか、

ー 現実的な事業見込みが算出され基金シートに具体的かつ詳細に記載さ

れているか、

- － 予算措置は3年ルールに則ったものとなっているか、
- － 保有資金規模は適切か

等の観点から、早急に基金の点検を実施すべき。また、こうした指摘が繰り返されぬよう、所管府省庁が責任をもって点検を行い、基金の適切な管理に不断に取り組むべき。

- なお、本事業に限らず、全ての府省庁においては、EBPMの定着・深化のため、上記の視点に基づき、しっかりと対応すべきである。